

神戸市空家空地対策の推進に関する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市空家空地対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(類似空家等)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用が相当期間なされていないもの
- (2) 長屋（これに類する形態の建築物を含む。）のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態であり、又は当該使用が相当期間なされていない住戸又は区画（次号において「対象住戸等」という。）
- (3) 前号に掲げるもののほか、一の建築物であって、対象住戸等の数又は面積の合計が当該建築物の住戸若しくは区画の総数又は総面積の過半数を占めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準じる状態であると市長が認めるもの

(空地等)

第3条 条例第2条第4項第2号に規定する規則で定めるものは、山林及び田畑（これらのうち市長が特に認めるものを除く。）以外の土地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(立入調査員証)

第4条 法第9条第4項及び条例第5条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式による立入調査員証とする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の廃止)

2 神戸市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成28年3月規則第67号）は、廃止する。

(事務分掌規則の一部改正)

3 神戸市事務分掌規則（昭和33年4月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項第10号中「（平成26年法律第127号）」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）」を加える。

第53条第1項第6号，第64条第1項第17号及び第2項第9号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加える。

第69条第2項第5号及び第70条第2項第5号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加え、「もの」を「連絡及び調整」に改める。

第84条第13号，第84条の2第11号並びに第93条第3項第6号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加える。

第98条第3項第5号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加え，同条第4項第2号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加え，「空家等の」を「空家等，類似空家等及び空地等の」

に改め、同項第3号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加える。

(区役所事務分掌規則の一部改正)

- 4 神戸市区役所事務分掌規則(昭和33年4月規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第22号を削り、第23号を第22号とし、同項第24号中「(平成26年法律第127号)」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月条例第3号)」を加え、「空家等の」を「空家等、類似空家等及び空地等の」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第25号を第24号とし、同条第2項第6号を削り、同項第7号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加え、同号を同項第6号とし、同条第7項第6号を削り、同項第7号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加え、同号を同項第6号とする。

(衛生監視事務所事務分掌規則の一部改正)

- 5 神戸市衛生監視事務所事務分掌規則(平成16年3月規則第74号)の一部を次のように改正する。

第4条公衆衛生係の項第6号中「(平成26年法律第127号)」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月条例第3号)」を加える。

(建設局建設事務所事務分掌規則の一部改正)

- 6 神戸市建設局建設事務所事務分掌規則(昭和38年4月規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項管理係の項第8号中「(平成26年法律第127号)」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月条例第3号)」を加え、同条第1項安全推進係の項第3号並びに第2項管理係の項第8号及び安全推進係の項第3号中「空家等対策の推進に関する特別措置法」の次に「及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を加える。

様式（第4条関係）

（表面）

		第 号	
立入調査員証			
所 属		写 真	5.5 センチメートル
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例第5条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有するものであることを証明する。			
年 月 日 発行（		年 月 日まで有効）	
神戸市長			印
9.1センチメートル			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法 抜粋 （立入調査等） 第9条 略 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
神戸市空家空地対策の推進に関する条例 抜粋 （立入調査等） 第5条 略 2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。